



平成 21 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 取締役社長 直 江 啓 文
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 執行役員 古 川 格
電 話 06-6223-8067

事業再生ADR手続の進捗状況に関するお知らせ

平成 21 年 6 月 22 日付「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」において公表しております通り、当社は、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」という。）の下で事業再生に取り組んでおりますが、本日、当社の事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下、「手続対象債権者」といいます。）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（第 1 回債権者会議）が開催されました。

同会議におきましては、まず、議長選任の後、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 2 条第 2 号に基づく事業再生ADR手続の手続実施者として、出水順弁護士及び溝端浩人公認会計士を選任していただき、当社より、手続対象債権者に対して、事業再生計画の概要及び社債権者への対応状況を説明いたしました。次に、借入金元本返済の一時停止の期間を平成 21 年 9 月 28 日まで延長することについて、ご承認いただきました。また、事業の継続に欠くことのできない資金にあてるために平成 21 年 6 月 22 日以降本日までに行った金 25 億 1479 万 3500 円の借入れ及び本日以降第 3 回債権者会議までに行う予定の金 15 億円を上限とする借入れ（貸付人未定）に関し、これに対する弁済を、上記借入れの時点において他の手続対象債権者の有していた債権に対する弁済よりも優先的に取り扱うことについて、ご承認をいただきました。最後に、事業再生計画案の協議のための第 2 回債権者会議の開催日時（平成 21 年 8 月 27 日）及び開催場所、並びに事業再生計画案の決議のための第 3 回債権者会議の開催日時（平成 21 年 9 月 28 日）及び開催場所について、それぞれご承認をいただきました。

当社としましては、今後、第 2 回債権者会議に向けて、各手続対象債権者との間で、弁済スケジュールの変更を含めた事業再生計画案の個別協議を行い、第 3 回債権者会議にて全手続対象債権者の合意により事業再生計画案を成立させることを目指してまいります。

以 上